

令和 年 月 日

同意書（トヨタ 86 免責利用）

株式会社 TAKE FRONTIER 御中

住 所

氏 名

私は、貴社が提供する体験スポーツ走行サービス（以下「本サービス」）を利用する当たり、下記の点について同意します。なお、本サービスの利用規約について、貴社から開示を受け、内容を確認し、同意いたしました。

記

- ① 本サービスの利用中または前後の時間帯において、故意に交通事故を生じさせた場合、一切の賠償・補償が受けられないこと。
- ② 本サービスの利用中または前後の時間帯において、故意に交通事故を生じさせ、貴社または第三者に損害を発生させた場合は、その全額を直ちに賠償する必要があること。
また、故意でなく過失による事故においても、該当車輛の修理実費あるいは 20 万円の自動車保険免責額のうち、額面の低い方を支払う必要があること。
- ③ MT 車の利用時には、ミッション及びエンジンのブロー・故障については修理代を全額支払う必要があること（保証対象外）
- ④ サーキット施設を破損した場合修理実費全額を直ちに賠償する必要があること。
- ⑤ いかなる場合においても、サーキット走行中の事故による怪我・死亡等による損害について貴社からの賠償・補償は一切受けられず、賠償・補償を請求することもできないこと。
- ⑥ 次に定める危険な運転はしないこと。
 - i：他の車両に故意に衝突する行為及びそれに準ずる危険な行為
 - ii：指定されたコース以外を走行する行為。
 - iii：インストラクターの指示を無視したり、インストラクターによる運転を妨害したりする行為。
 - iv：その他、他の利用者やサーキット等の迷惑となる行為。
- ⑦ その他、本サービスの利用規約に定めるルールを守ること。

当社使用欄：

(免許証番号・確認)

シェア スポーツ走行 利用規約（免責利用）

第1条（目的）

株式会社 TAKE FRONTIER（以下「当社」という。）は、日本の「車好き文化」を盛り上げることを目的として、一般の利用者に対し、サーキット内での車両スポーツ走行体験等のサービス（以下「本サービス」という。）を提供します。

本規約は、当該サービスの利用に当たって利用者に適用されるルールを定めるものです。

第2条（本サービスの内容）

本サービスとして、当社は、利用者に対し、サーキットにおいて、次のサービスを提供します。

- ① 当社が所有または管理する車両（以下「当社車両」という。）を利用者に運転させ、本サーキット内及び該当私有地内での運転をさせるサービス。
- ② インストラクターが運転する当社車両に利用者と同乗させ、インストラクターによる運転を体験させるサービス。

第3条（申込み手続等）

- 1 利用者は、当同意書への記入をもって、本サービスの利用について申込みを行うものとします。
- 2 本サービスの提供を受ける前に、利用者は、当社に対し、普通自動車の第一種運転免許証（以下「免許証」という。）を提示するものとします。免許証の提示等がない場合、当社は本サービスの利用をお断りします。

第4条（利用料・キャンセル料）

- 1 本サービスの利用料（車両メンテナンス費・車両移送等準備費）は別紙料金表に規定します。
- 2 予約後のキャンセルは、原則としてできません。100%のキャンセル料をお支払いいただきます。天候不良により、開催ができなかった場合等はその限りではありません。

第5条（遵守事項等）

- 1 本サービスの利用に当たり、利用者は、当社またはスタッフの指示に従わなければなりません。
- 2 本サービスの利用に当たり、次の事項は禁止されています。
 - ①指定されたコース以外を走行する行為。
 - ②他の車両・施設等に故意に衝突する行為及びそれに準ずる危険な行為。

③スタッフの指示を無視したり、インストラクターによる運転を妨害したりする行為。

④その他、他の利用者やサーキット等の迷惑となる行為。

第6条（サービス提供の中止等）

- 1 当社は、前条に違反する行為を覚知した場合には、直ちに、当該利用者に対する本サービスの提供を中止することができるものとします。
- 2 当社は、その任意の判断により、利用者に対する安全確保の観点から本件サービスの提供中止を決めることができるものとします。

第7条（損害賠償等）

- 1 本サービスの利用に当たり、万が一利用者が交通事故を発生させた場合過失による事故が発生した場合は、運転者は該当車輛の修理実費あるいは20万円の免責額うち、額面の低い方を支払う必要があります。
- 2 MT車両を利用した場合、エンジン及びミッションに関わる故障・トラブルを発生させた場合には、当該時間に乗っていた利用者ないしはその責任者が修理代を全額支払う必要があります。
- 3 前項にかかわらず、利用者が故意に交通事故を発生させた場合は、当社または第三者に与えた損害について賠償する責任を負います。
- 4 当社はサーキット走行中の事故等による利用者の怪我・死亡などの損害について、一切の責任を負いません。
- 5 当社はサーキット走行中の事故等によるサーキット施設等に対する損害について、一切の責任を負いません。

第8条（個人情報の取り扱い）

本件業務に関連して甲から開示された個人情報（個人情報保護法2条1項に定められたものをいう。以下「個人情報」という。）について、個人情報保護法の規定に則って取り扱うものとします。

第9条（免責）

当社は、20万円を超えて、利用者に対する賠償責任は負わないものとします。

第10条（管轄）

本サービスに関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

当書面の同意書への署名をもって、上記規約に同意いたします。